

ご当地プリントシール機設置場所貸付に係る仕様書

1 貸付箇所及び貸付面積

施設名	所在地	貸付箇所	使用可能面積
太宰府館	太宰府市宰府三丁目2番3号	別紙図面	3m ² 未満

※貸付箇所については、別紙図面を参照してください。

2 使用の形態

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 2 項第 4 号に基づく、行政財産の貸付とする。

3 貸付の目的

ご当地プリントシール機 1 台分の設置箇所として。

4 貸付期間

ご当地プリントシール機設置の日から令和 8 年 3 月 31 日まで。

ただし、公共・公用としての使用の必要性や、使用者の使用状況を勘案して支障がないと市が判断する場合は、当初市が設定した公募条件を前提として、当初許可から 3 年を限度に引き続き貸付することができる。

5 貸付料等

(1) 貸付料は、太宰府市行政財産使用料条例別表第2及び太宰府市行政財産使用料条例別表第2の規定に基づく使用料の額を定める規則別表に定める額を使用料とする。

使用料の額に 100 分の 110 を乗じて得た額を年額とし、その額に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

また、使用面積が 2 平方メートル以上の場合で、1 平方メートル未満の端数があるときは、当該端数を 1 平方メートルとして計算する。

加えて、使用許可の期間が 1 年未満であるとき又はその期間に 1 年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお 1 月未満の端数があるときは、1 月として計算する。

※条例等の改正が行われた時は、改正後の条例等による。

(2) プリントシール機の販売に係る電気使用料は、設置者の負担とし、貸付料とは別に実費分を請求するため、設置するプリントシール機には積算電力計を取り付けるものとする。

(3) 売上納付金は、当該プリントシール機の毎月の売上に、一定の率(市と協議のうえ決定した率(小数点第 1 位迄))を乗じた金額を月額とする(円未満切捨て)。

6 貸付料等の納付

- (1)前項により算定した額のうち貸付料は、年度毎に当該年度の当該月数分を一括で納付すること。電気料は、実費相当分を市からの請求に基づき納付し、売上納付金は当該プリントシール機の毎月の売上から、一定の率《市と協議のうえ決定した率(小数点第1位迄)》を乗じた金額を差し引いた額を市に請求すること。
- (2)納付した貸付料について、設置者の責めに帰する理由により契約の全部又は一部を解除した場合は返納しないこととする。

7 貸付料以外の経費

プリントシール機及び付帯設備の設置・撤去及び移転等の費用、その他販売に係る諸経費は全て設置者の負担とする。電気工事が必要な場合は、事前に市と協議の上決定すること。

8 設置機器

- (1) 別紙平面図(貸付箇所)に示した場所に、使用可能面積を超えないものを設置すること。
- (2) 利用者に使いやすいユニバーサルデザインや環境負荷の低減に対応した機種の導入を市と協議の上、積極的に検討すること。
- (3) 据付面を十分に確認したうえで安全面を考慮し、必要に応じて適切な転倒防止対策を行うこと。
- (4) 設置するプリントシール機等の色やデザインについては、「太宰府市景観計画の概要」、「太宰府市景観計画色彩基準」等を元に、市と協議の上決定すること。
- (5) プリントシール機の撮影フレームや台紙等のデザイン及び素材等については、市と協議の上決定すること。なお、デザイン及び素材等の使用に際して必要な申請や手続きについて遅延なく行うこと。

9 転貸等の禁止

原則、プリントシール機を設置する権利及びプリントシール機による販売に係る業務を第三者に譲渡、転貸又は再委託してはならない。ただし、事前に市と協議し、市の承認を得た場合は、それに限らない。

10 使用上の制限

貸付期間満了時又は契約が取り消された場合、及び契約を解除した時には、設置者の負担により、速やかに機器撤去と同時に貸付箇所を原状に復すこと。ただし、市が承認した時は、原状に復しないで返還することができるものとする。

11 使用許可の取消及び変更

市が許可物件を公用若しくは公共用に供するために必要とするとき、または許可の条件に違反する行為があると認める時は、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができるものとする。

12 維持管理

- (1) プリントシール機の故障、問合せ並びに苦情については、連絡が取れるような体制を作り、設置者の責任において速やかに対応すること。
- (2) 関係法令等の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合には遅延なく手続きを行うこと。
- (3) 市は、市の責によることが明らかな場合を除き、当該プリントシール機に係る盜難事故や破損事故に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、設置者はプリントシール機が毀損、破損された場合、及びプリントシール機とそれに付随する備品等が紛失した場合は、速やかに復旧し、復旧にかかる費用は設置者が負担すること。

13 報告書の提出について

設置者は、月別のプリントシール機の売上状況(販売個数、売上額)を年度毎に市に報告すること。

14 業務実施体制の確立

本仕様書に示す内容について、設置者の専門的知見を十分に活かし、円滑に実施するための実施体制を確立すること。

15 著作権の取り扱い

- (1) 設置者が元より所有している著作権については、成果物の活用範囲(画像・動画の一部切り取りなどを指し、明らかな追加・加工・修正などの編集は含まない)において、市での使用を認めるものとする。
- (2) 第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。万一、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けた場合は、設置者の責任(解決に要する一切の費用負担を含む)において解決すること。

16 個人情報の保護

本仕様書の履行に関連する設置者独自の個人情報の取扱いについては、別記「保有個人情報取扱特記事項」の規定に準じ、個人情報の漏洩・滅失・毀損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

17 秘密の保持

設置者は、本仕様書の内容を履行する上で知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示又は漏洩してはならない。

18 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項、また本業務遂行上疑義が生じた事項については、その都度市と十分に協議の上、定めるものとする。
- (2) 事故・トラブル等が発生した場合は、速やかに対処の上、市に報告すること。